

高松市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第2項および第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告、意見を、同条第9項および第10項の規定により、次のとおり公表します。

また、同条第12項の規定により、措置内容を併せて公表します。

平成20年8月15日

高松市監査委員 谷本繁男
同 吉田正己
同 中村順一
同 岡下勝彦

平成20年度定期監査結果報告等について

第1 総務部定期監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成19年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対 象		期 間
部 課 等	事 務	
総務部	秘書課 総務課 (情報公開室) 人事課 (行政改革推進室) 危機管理課 情報政策課 広聴広報課	平成19年度の事務の執行および財務に関する事務の執行 平成20年4月1日から同年5月8日まで

(2) 監査の方法

平成19年度の事務の執行および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）および第15項（組織および運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部課等から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

(4) 今回の監査で指摘した事項

ア 公文書公開に係る公・非の事前判断結果を記載すべきもの

文書法制事務の手引の第2章第2節第5項第5号では、起案用紙の記載方法として「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果を鉛筆で記入することと規定されており、また、高松市文書規程第15条第8項では、決裁を終わった文書には、起案者が決裁日を記載しなければならないと規定されているが、総務課の伺決裁の起案用紙には、「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果が記入されていないものおよび決裁日欄に決裁日を記載していないもの、人事課、情報政策課および広聴広報課の伺決裁の起案用紙には、「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果が記入されていないものが見

受けられたので、今後、伺決裁を起案する場合には、適正な事務処理を行われたい。

(総務課，人事課，情報政策課，広聴広報課)

イ 検収等に係る事務処理を適正にすべきもの

委託契約の履行確認に係る検収調書や、契約の相手方から提出された着手届，完了届および完納届の取扱いについては、高松市事務決裁規程第4条第1項，第5条第1項および別表第1文書，庶務その他の表第17項および第19項の規定に基づき，専決者までの決裁を受けなければならないが，秘書課の市長応接室用安楽椅子修繕に係る検収調書，危機管理課の高松市香川町防災行政無線施設戸別受信機に係る完納届，情報政策課の香川支所パーソナルコンピュータ撤去作業に係る着手届については，その検収および受理に係る決裁を受けていないので，今後，同種の文書を取り扱う場合には，これらの規定に基づき，適正に事務処理されたい。

(秘書課，危機管理課，情報政策課)

ウ 適正な見積業者等一覧表を作成すべきもの

平成16年3月2日付け高財号外企画財政部長通知「平成16年度予算執行の適正化について（通知）」により，見積徴取を行う際に用いる見積業者等一覧表は，前年度の実績額や見積参加業者を記載できるよう様式が改定されているにもかかわらず，秘書課の市長応接室用安楽椅子修繕に係る見積業者等一覧表および広聴広報課の平成19年度有線放送による市政広報の実施に伴う見積徴取伺決裁では，改定前のものが用いられているので，今後，同種の契約を締結しようとする場合には，適正な見積業者等一覧表を作成し，決裁に添付されたい。

(秘書課，広聴広報課)

エ 前渡金の精算を適正にすべきもの

高松市会計規則第75条第1項第3号では，前渡金は，用務終了後5日以内に精算することと規定しているが，平成19年度第1回特別職の職員の報酬等審議会委員報酬の支払に伴う源泉所得税の納付日は，その期限を経過しているので，今後，同種の事務処理をする

場合には、同規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(総務課)

オ 事務委託契約の個人情報の取扱いを適正にすべきもの

包括外部監査委託契約には、個人情報を取り扱う事務が含まれているにもかかわらず、同契約書には、受託者が個人情報取扱特記事項を遵守する旨の条項が盛り込まれていないので、今後、契約を締結しようとする場合には、「個人情報を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託する場合の留意事項等」に基づき、個人情報が適正に取り扱われるよう、契約条項を改められたい。

(総務課)

カ 適正な請書を作成すべきもの

塩江ケーブルネットワーク伝送路支障立竹木等伐採業務および平成19年度電子計算機パンチ事務(広報アンケート)委託業務の請書は、物品供給(製造)に係る納入場所、納期、供給物品の内訳、供給物品の検査および物品の保証期間に関する条項が盛り込まれているなど、業務委託契約の請書として、適当ではないので、今後、同種の業務委託契約を締結しようとする場合には、請書に業務委託契約の内容に合致する条項を盛り込まれたい。

(広聴広報課)

2 監査の結果に付する監査委員の意見

被災証明書の迅速・公正な交付の取組について

高松市第4次行財政改革計画では、被災後いち早い災害復旧を図るため、市災害対策本部調査班(納税課・市民税課・資産税課・地域政策課・国保・高齢者医療課・健康福祉総務課・介護保険課・建築指導課・建築課)において被災証明書の迅速かつ公正な交付を行えるように、平成19年度に交付手続の見直しを検討の上、報告書を作成させることが計画されているが、報告書の作成や交付手続の見直しはなされていないことから、調査班に対し、早期に見直すべき事務や事柄を整理検討の上、報告書を作成させ、地域防災計画に反

映されたい。

(危機管理課)

第2 財務部・出納室定期監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成19年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対		象		期	間
部	課	等	事		
財務部	財	政	課	平成19年度の事務の執行および財務に関する事務の執行	平成20年4月24日から同年6月6日まで
	契	約	監		
	(技	術		
	検	査	室)		
財	産	活	用	課	課
(公	有	財		
産	管	理	室)		
納	税	課			
市	民	税	課	課	課
資	産	税	課		
出	納	室			

(2) 監査の方法

平成19年度の事務の執行および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）および第15項（組織および運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部課等から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

(4) 今回の監査で指摘した事項

ア 公文書公開に係る公・非の事前判断結果を記載すべきもの

文書法制事務の手引の第2章第2節第5項第5号では、起案用紙の記載方法として「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果を鉛筆で記入することとされており、また、同手引の第5章第3節第4項では、公開と判断されないものについて、「公開・非公開の区分」欄に部・時・非のいずれかを表示するとともに、判断基準から理由を選び、その記号を記入することとされているが、財政課の伺決裁の起案用紙には、公文書公開に係る部・時・非の事前判断結果が記入されていないもの、市民税課の伺決裁の起案用紙には、公文書公開に係る記号の記入はされているものの、判断基準からの理由の記号が記入されていないものが見受けられたので、今後、伺決裁を起案する場合には、適正な事務処理を行われたい。

(財政課・市民税課)

イ 適正な見積業者等一覧表を作成すべきもの

平成16年3月2日付け高財号外企画財政部長通知「平成16年度予算執行の適正化について（通知）」により、見積徴取を行う際に用いる見積業者等一覧表は、前年度の実績額や見積参加業者を記載できるよう様式が改定されているにもかかわらず、財産活用課の高松市役所庁舎北駐輪場ミツバチ駆除業務委託および公有財産管理室の平成19年度高松市公有財産管理システム統合業務委託の見積徴取伺決裁では、改定前のものが用いられていたため、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な見積業者等一覧表を作成し、決裁に添付されたい。

(財産活用課・公有財産管理室)

ウ 物品完納届等の受理に係る事務処理を適正にすべきもの

物品供給契約の相手方から提出された物品完納届および業務委託契約の相手方から提出された完了届の受理に係る取扱いについては、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1文書、庶務その他の表第17項の規定に基づき、専決者（主管課長）までの

決裁を受けなければならないが、契約監理課のジャムバター入れほか3件に係る物品完納届および財産活用課の環境保全課移転作業委託に係る完了届は、その受理に係る決裁を受けていないので、今後、同種の届を受理したときは、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(契約監理課・財産活用課)

2 監査の結果に付する監査委員の意見

(1) 業務委託契約の締結について

普通財産に係る除草業務については、履行場所を数か所まとめて契約するなど事務の効率化は図られているが、管理財産の状況を適切に把握することにより、履行箇所の特定が可能となることから、今後、同様の契約を締結しようとするときは、単価契約の導入により業務委託契約を一本化するなど、より効率的な事務処理を検討されたい。

(公有財産管理室)

(2) 契約依頼等に係る事務処理について

市民税課および資産税課の契約依頼等に係る事務処理については、納税課で行っているが、課や係ごとに予算科目の事項が異なっていることや、税目の違いなどにより、依頼日や依頼内容が同様のものについても、分割して契約依頼等を行う事務処理になっていることから、契約内容や納期限を見直し、計画的に取りまとめた上で発注するなど、より一層の事務の効率化を図られたい。

(納税課)

第3 前回までの監査で指摘した事項に対する措置内容等

1 時間外勤務命令の事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

職員の時間外勤務等の取扱要領第9項では、時間外勤務等を命ぜられた職員は、勤務の開始・終了時刻をあらかじめ所属長が指名した職員に告げ、その確認の押印を受けるよう規定しており、休日勤務・時間外勤務および月例報告書等作成マニュアルⅠの3では、確認者の指名とそ

の確認者が確認印を押印することと規定しているにもかかわらず、休日勤務・時間外勤務命令簿には、確認者に指名されるべき職員以外の職員が時間外勤務の確認印を押印しているものが見受けられたので、今後は、これらの規定に基づき、適正に事務処理を行われたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年10月17日）

時間外勤務命令の事務処理については、職員の時間外勤務等の取扱要領第9項の規定に基づき、報告書作成マニュアルに示された規定に従って適正に事務処理するよう改めた。

（教育委員会教育部教育研究所）

2 業務委託に係る收受文書の事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

受託者から提出された完了届の受理に係る取扱いについては、高松市事務決裁規程第4条第1、第5条第1項および別表第1文書、庶務その他の表第17項の規定に基づき、専決者（主管課長）までの決裁を受けなければならないが、高松市教育情報通信ネットワークシステム保守業務委託に係る完了届については、その受理に係る決裁を受けていないので、今後、完了届を受理したときは、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年10月17日）

業務委託に係る收受文書を受理した際は、これらの規定に基づき、適正に事務処理するよう改めた。

（教育委員会教育部教育研究所）

3 行政財産の目的外使用許可に係る事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

行政財産使用許可申請書に連帯保証人の連署をさせない場合は、高松市公有財産事務取扱規則第26条第2項ただし書に規定する必要がないと認める理由を使用許可伺決裁に明記しなければならないが、高齢者生きがい対策施設内の電力柱および支線の使用許可については、連帯保証人を立てさせていないにもかかわらず、伺決裁には、立てさせない理由を記載していないので、今後、同様の決裁を受ける場合は、同理由を決

裁に明記されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年3月18日）

行政財産の目的外使用許可伺決裁に、連帯保証人を立てさせない場合の理由を明記することについては、決裁に記載するよう改めた。

（健康福祉部長寿福祉課）

4 休日勤務・時間外勤務命令簿の事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

休日勤務・時間外勤務命令に関しては、職員の給与に関する条例、同条例施行規則、職員の時間外勤務等の取扱要領および休日勤務・時間外勤務および月例報告書等作成マニュアルに基づき、事務処理しなければならないが、休日勤務・時間外勤務命令簿では、所属長の押印がないもの、時間外勤務等取扱主任の時間数の確認印がないものおよび週休日の勤務で開始時刻の記載がないものが見られたので、今後は、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年3月18日）

休日勤務・時間外勤務命令簿の事務処理については、指摘後速やかに、適正な事務処理を行うよう改めた。

（健康福祉部長寿福祉課）

5 適正な見積業者等一覧表を作成すべきもの

(1) 改善を要する事項

平成16年3月2日付け高財号外企画財政部長通知「平成16年度予算執行の適正化について（通知）」により、見積徴取を行う際に用いる見積業者等一覧表は、前年度の実績額や見積参加業者を記載できるよう様式が改定されているにもかかわらず、ファクシミリ賃貸借契約および市長応接室用貸し盆栽借り上げ料に係る見積徴取伺決裁では、改定前のものが用いられているので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な見積業者等一覧表を作成し、決裁に添付されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年3月25日）

ファクシミリ賃貸借契約および市長応接室用貸し盆栽借り上げ料の見積業者等一覧表については、平成19年4月1日付けの見積徴取伺決裁

から適正な様式に訂正した。

(総務部秘書課)

6 公文書公開に係る公・非の事前判断結果を記載すべきもの

(1) 改善を要する事項

文書法制事務の手引の第2章第2節第5項第5号では、起案用紙の記載方法として「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果を鉛筆で記入することとされているが、伺決裁の起案用紙には、「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果が記入されていないものが見受けられたので、今後、伺決裁を起案する場合には、適正な事務処理を行われたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年3月26日）

公文書公開に係る公・非の事前判断結果の記載については、平成20年2月21日付けの伺決裁から、文書法制事務の手引きの第2章第2節第5項第5号に基づき、公文書公開に係る公・非の事前判断結果を鉛筆で記入することとした。

(教育委員会教育部生涯学習課生涯学習センター)

7 事務委託契約等の個人情報の取扱いを適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

電子計算機パンチ事務委託および電子計算機パンチ事務繁忙時委託の契約内容は、個人情報を取り扱う事務も含まれているにもかかわらず、これらの契約書には、秘密保持に関する条項が設けられているものの、受託者が個人情報取扱特記事項を遵守する旨の条項が盛り込まれていないので、今後、これらの契約を締結しようとする場合には、「個人情報を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託する場合の留意事項等」に基づき、個人情報が適正に取り扱われるよう、契約条項を改められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年3月31日）

事務委託契約等の個人情報の取扱いについては、「個人情報を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託する場合の留意事項等」に基づき、個人情報取扱特記事項を定め、契約条項を見直した。

(総務部情報政策課)

8 賃貸借契約の仕様書を適正に作成すべきもの

(1) 改善を要する事項

電子計算機の賃貸借およびプログラム・プロダクトの使用権許諾契約には、装置の設置業務も含まれているにもかかわらず、その見積徴取伺決裁に添付されている仕様書では、賃借する装置の一覧の記載しかなく、当該契約に係る業務の範囲が明確に示されていないので、今後、契約をしようとする場合には、賃貸借料の積算基礎となる業務の内容が明確になるよう、高松市契約規則第18条第2項の規定等に基づき、仕様書を作成し、決裁に添付されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年3月31日）

賃貸借契約の仕様書については、当該契約に係る賃貸借料の積算基礎となる業務の範囲が明確になるよう、契約条項を見直した。

（総務部情報政策課）

9 休日勤務・時間外勤務命令簿の事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

休日勤務・時間外勤務は、職員の給与に関する条例、同条例施行規則、職員の時間外勤務の取扱要領および休日勤務・時間外勤務および月例報告書等作成マニュアルに基づき事務処理すべきであるが、休日勤務・時間外勤務命令簿では、支給割合および時間数の認定を誤っているものが見受けられたので、今後は、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年3月31日）

休日勤務・時間外勤務命令簿については、職員の時間外勤務等の取扱要領および休日勤務・時間外勤務および月例報告書等作成マニュアルに基づき、適正に事務処理を行うとともに、支給割合および時間数の認定を誤っているものについては、月例報告書を再提出し、過払分については、平成18年3月31日付けで戻入した。

（総務部情報政策課）

10 休日勤務・時間外勤務命令簿の事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

休日勤務・時間外勤務命令については、職員の給与に関する条例、同条例施行規則、職員の時間外勤務等の取扱要領および休日勤務・時間外勤務および月例報告書等作成マニュアルに基づき、事務処理しなければならないが、環境業務課の休日勤務・時間外勤務命令簿では、所属長の押印がないものおよび収集体制整備室の同命令簿では、時間数の認定を誤っているものが見受けられたので、今後は、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年3月31日）

休日勤務・時間外勤務命令簿に所属長の押印がないものについては、適正に処理することとした。また、収集体制整備室の同命令簿の認定時間数誤りについては、平成18年11月に同命令簿および人事課への報告時間を訂正し、対象職員に過払いになっていた手当の額について納付依頼し、入金を確認した。

（環境部環境業務課）

11 手数料収入に係る事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市出納員規則第5条では、現金収納の際には、所定の印鑑を押印した領収書を発行しなければならないが、牟礼分室では、無効処理した領収書を交付しているものおよび取扱者印が押印されていないもの、牟礼環境センターでは、領収日付の記載がないもの、国分寺分室では、首標金額を訂正しているものが見受けられたので、今後は、同規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年3月31日）

手数料収入に係る事務処理を適正にするため、平成19年4月に手数料収納事務に携わる可能性のある全職員を分任出納員および出納補助員に任命すると共に、出納員から分任出納員および出納補助員に高松市出納員規則に基づき適正な事務処理をするよう文書で通知した。

（環境部環境業務課）

12 出納補助員の任命を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市出納員規則第3条では、出納員の事務を補助させるため出納補助員を置くことができると規定しているが、国分寺分室では、任命された者以外の者が現金を扱っているので、今後は、同規定に基づき、出納補助員を適正に配置するなど事務処理体制を改善されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年3月31日）

手数料収入に係る事務処理を適正にするため、平成19年4月に手数料収納事務に携わる可能性のある全職員を分任出納員および出納補助員に任命すると共に、出納員から分任出納員および出納補助員に高松市出納員規則に基づき適正な事務処理をするよう文書で通知した。

（環境部環境業務課）

13 補助金の概算交付に係る事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市補助金等交付規則第9条第2項では、特に必要がある場合は、補助事業の完了前に補助金等交付指令書により申請者に通知し、補助金等の全部または一部を概算交付することができるものと規定しているが、高松市分別収集推進活動補助金の交付に際しては、当該交付指令書を交付していないので、今後は、同規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年3月31日）

分別収集推進活動事業補助金交付に当たり、平成19年度から当該交付指令書を交付した。

（環境部環境業務課）

14 適正な見積業者等一覧表を作成すべきもの

(1) 改善を要する事項

平成16年3月2日付け高財号外企画財政部長通知「平成16年度予算執行の適正化について（通知）」により、見積徴取を行う際に用いる見積業者等一覧表は、前年度の実績額や見積参加業者を記載できるよう様式が改定されているにもかかわらず、高松市役所吹奏楽団第34回定期演奏会舞台照明委託に係る見積徴取伺決裁では、改定前のものが用いられているので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な見積業者等一覧表を作成し、決裁に添付されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年4月11日）

高松市役所吹奏楽団定期演奏会の舞台照明委託に係る見積徴取伺決裁に添付する見積業者等一覧表については、平成19年1月に開催した第35回定期演奏会から、改定された様式の見積業者等一覧表を使用するように改めた。

（総務部人事課）

15 休日勤務・時間外勤務命令簿の事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

休日勤務・時間外勤務は、職員の給与に関する条例、同条例施行規則、職員の時間外勤務の取扱要領および休日勤務・時間外勤務および月例報告書等作成マニュアルに基づき事務処理すべきであるが、休日勤務・時間外勤務命令簿では、確認者の確認印が押印されていないものおよび庁外の勤務で勤務場所の記載がないものが見受けられたので、今後は、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年4月11日）

確認者の確認印の押印漏れや庁外の勤務で勤務場所の記載がないものについては、規定に基づき適正に事務処理するよう改めた。

（総務部人事課）

16 公文書公開に係る公・非の事前判断結果を記載すべきもの

(1) 改善を要する事項

文書法制事務の手引の第2章第2節第5項第5号では、起案用紙の記載方法として「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果を鉛筆で記入することとされているが、伺決裁の起案用紙には、公・非の事前判断結果が記入されていないものが見受けられたので、今後、伺決裁を起案する場合には、適正な事務処理を行われたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年4月22日）

公文書公開に係る公・非の事前判断結果が記載されていないものについては、文書法制事務の手引の第2章第2節第5項第5号に基づき、公文書公開に係る公・非の事前判断結果を記入するとともに、職員に対して、記入漏れがないよう、記入および確認の周知徹底を図った。

17 業務委託契約に係る個人情報の取扱いを適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

個人情報取扱特記事項第11項では、受託者は個人情報の取扱いに関する要領等を作成し、市に報告しなければならないと規定しているが、X線撮影装置保守点検業務委託契約については、個人情報を取り扱う業務として、同特記事項を委託契約書に添付しているものの、受託者から個人情報の取扱いに関する要領等の報告を受けていないので、今後、同様の契約を締結しようとする場合には、個人情報の適正な管理が図れるよう、受託者に対し、個人情報の取扱いに関する要領等の報告を求められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年5月2日）

X線撮影装置保守点検業務委託に係る受託者から、個人情報の取扱いに関する旨の誓約書を提出させ改善した。

(健康福祉部保健対策課感染症対策室)

18 適正な見積業者等一覧表を作成すべきもの

(1) 改善を要する事項

平成16年3月2日付け高財号外企画財政部長通知「平成16年度予算執行の適正化について（通知）」により、見積徴取を行う際に用いる見積業者等一覧表は、前年度の実績額や見積参加業者を記載できるような様式が改定されているにもかかわらず、ファクシミリ賃貸借契約に係る見積徴取伺決裁では、改定前のものが用いられているので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な見積業者等一覧表を作成し、決裁に添付されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年5月12日）

見積業者等一覧表については、平成19年4月1日付けで適正な内容に訂正した。

(市民政策部国際文化・スポーツ局国際文化振興課都市交流室)

19 行政財産の目的外使用許可の期間を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

行政財産の目的外使用許可に関する取扱基準第7項第2号では、電気または電気通信の線路の設置に係る使用許可期間は3年以内とすると規定しているが、高松市亀水町高地区配水池用地内の水道用地に電気供給施設（電柱2本および支線2本）を目的外使用許可した決裁では、その使用許可期間を5年間としているので、同規定に基づき適正に処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年6月10日）

行政財産の目的外使用許可の期間を適正にすべきものについて、行政財産の目的外使用許可に関する取扱基準に基づき、対象となるすべての貸付物件の貸付期間を平成15年度から更新時に3年以内に改めた。

（水道局財務管理課）

20 競争見積合せによる契約事務を行うべきもの

(1) 改善を要する事項

庁舎エレベーター設備保守点検業務および庁舎ねずみ・こん虫等防除作業業務の委託契約は、業務の特殊性を理由として、一者随意契約により特定の業者と契約を締結しているが、これらの業務は、同業種の業者であれば一般的なものであり、特殊な技能を必要とするものではなく、特定の業者としか契約し難いものではないことから、今後は、高松市契約規則第18条第2項の規定ならびに平成16年3月2日付け高財号外企画財政部長通知「平成16年度予算執行の適正化について（通知）」および平成16年3月4日付け高管号外企画財政部長通知「施設維持管理委託契約に関する取扱いについて（通知）」の趣旨を踏まえ、3業者以上の競争見積合せを実施の上、業者を決定し、契約を締結されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年6月12日）

エレベーター設備保守点検業務および庁舎ねずみ・こん虫等防除作業業務の契約事務については、3業者による競争見積合せを実施し、業者を決定後、委託契約を締結した。

（財務部財産活用課）

21 行政財産の目的外使用許可に係る決裁行為を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市文書規程第16条および別表第2管財の項第1号では、行政財産の目的外使用許可の決裁については、財産活用課長等の審査を受けなければならないと規定しているにもかかわらず、高松市中央図書館1階北西入口前広場の使用許可に係る決裁では、その審査を受けていないので、今後、同様の決裁を受ける場合には、同規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年7月24日）

行政財産の目的外使用許可に係る決裁の取扱いについては、高松市文書規程に基づき、平成20年7月11日付けで、財産活用課長および公有財産管理室長の審査を受け、適正に事務処理することとした。

（教育委員会教育部中央図書館）

22 委託契約の検収調書の確認に係る決裁の取扱いを適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

委託契約の検収調書の確認に係る決裁の取扱いについては、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1文書、庶務その他の表第19項で、当初の支出負担行為何の決裁者が部長より上位の場合には、部長の決裁を受けなければならないが、小・中学校地上デジタル放送電波障害調査業務委託の検収調書に係る決裁処理は、当初、助役までの支出負担行為何決裁を受けているにもかかわらず、課長決裁で事務処理しているので、今後、同種の検収調書の決裁を受ける場合には、同規定に基づき適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年7月25日）

委託契約の検収調書の確認に係る決裁の取扱いについては、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1文書、庶務その他の表第19項に基づき、当初の支出負担行為何の決裁者が部長より上位の場合は、部長の決裁を受けるよう改めた。

（教育委員会教育部総務課）

23 業務委託契約の履行確認に係る検収を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市契約規則第30条第2項では、検収員は、物件の買入れその他

の契約についてその給付が完了したときは、契約書その他の関係書類に基づいて、当該給付の内容および数量について検収を行わなければならないと規定されているが、高松市立学校等消防用設備保守点検業務委託契約については、その契約書第11条で、契約期間中に発生する誤報その他機能不良箇所がある場合は、随時調査すると規定しているにもかかわらず、契約期間の満了前に検収員が検収を行っていたので、今後は、契約内容を十分に確認し、契約業務の完全な履行後に検収を行うよう、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年7月25日）

業務委託契約の履行確認に係る検収については、高松市契約規則第30条第2項に基づき、契約業務の完全な履行後に検収を行うよう改めた。

（教育委員会教育部総務課）

第4 前回までの監査で付した監査委員の意見に対する措置内容等

1 施設の有効活用について

(1) 意見を付した事項

市民政策部が所管する文化施設において、個人、団体等の使用に供している講堂、集会室等の施設について、平成16年度の利用状況を調査したところ、各文化施設が行う自主事業による利用と併せて、有効に活用されている施設もあるものの、利用が少ない施設も見受けられた。

新高松市行財政改革計画では、使用料・手数料等の見直しを重点取組項目の一つに挙げており、平成16年9月に策定された使用料・手数料等の見直し基準に基づき、利用者数の状況などの現状分析を行い、見直しを図ることとしているほか、平成13年4月に策定された市民活動団体と行政との協働に関する基本方針・基本計画でも、多様な市民活動を促進するため、公共施設の利用促進を図ることから、自主財源の確保および市民活動の充実の観点からも、これらの計画等に基づき、施設の有効活用および利用率の向上を図るための取組を、より積極的に推進されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年3月24日）

高松市美術館の講堂および講座室1・2・3・4については、使用目的に応じた設備（ピアノ、版画プレス機など）が設置されていることなどから、利用分野におけるグループ数の差異等により利用率が異なっているが、自主財源の確保および施設の有効利用を図る観点から、生涯学習システムによる利用申込や市街地中心部に位置する施設としての特徴を生かす中で、美術関係団体に呼びかけるほか、ホームページ等を通じた広報を充実させることで広く市民に周知し、利用率の向上に努めた。

（市民政策部国際文化・スポーツ局美術館美術課）

2 領収書の適正な事務処理について

(1) 意見を付した事項

高松市会計規則第3条では、会計事務取扱者は、公正、確実かつ迅速にその事務を処理しなければならないと規定しているが、美術講座受講料に係る領収書において、領収日付が逆転しているものおよび未使用の同領収書に無効処理がなされていないものが見受けられたので、今後は、領収書の事務処理を適正に行われたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年3月24日）

美術講座受講料に係る領収書の不適正な事務処理については、平成19年8月22日に職場研修として財務会計研修を実施し、出納事務についての講義を全職員が受け、その講義内容に基づき事務処理を行うなど、適正な公金および領収書の取扱いに努めた。

（市民政策部国際文化・スポーツ局美術館美術課）

3 展覧会の集客性について

(1) 意見を付した事項

美術館展覧会等観覧料については、当初の歳入予算額を一部の展覧会で上回るものの、大半が下回ることで、歳入不足を生じる傾向にあるが、平成20年度予算編成方針（依命通達）で、収入については、額の多少にかかわらず、貴重な財源という認識に立って、極力把握し、収入の拡大と積極的な確保に努めることとされていることを踏まえ、今後、歳入見込みの精査はもとより、一般財源での補てんを減じるために、より集客の見込める展覧会の開催に努めるほか、効果的な広報活動に取り組む

とともに、商店街との連携を進めるなどにより、観覧者の増加を図りたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年3月24日）

「より集客の見込める展覧会の開催」については、平成19年10月に設置した「美術館のあり方検討委員会」から平成20年2月26日に「ポピュラーで集客性を見込める巡回展の開催は不可欠であるが、一方で、入館者が見込めないながらも美術的に質が高い企画、美術館や地域ならではの独自性や必然性が高い企画についても、公立美術館としての役割を全うする視点からも必要である。」との提言をいただいていることから、年間の企画展開催については、全体の中での両者のバランスを十分に考えるとともに、集客を見込めない展覧会であっても、効果的な広報活動に取り組み、その認知度を高めるよう努めた。

平成19年度においては、商店街の一部（丸亀町商店街）を借り、通行客に展覧会のチラシを配布しPRに努めたほか、観光客誘致のためのPR活動の一環として、高松市内のホテル従業員やタクシー乗務員を対象とした美術館見学会を実施した。

今後も商店街との連携を進める中で、展覧会のPRに努める取組を行うとともに、展覧会に付随した作品解説や講演会・講座等のイベントを更にきめ細かに実施し、サービスの充実を図ることにより、集客性を高めることとした。

（市民政策部国際文化・スポーツ局美術館美術課）

4 視聴覚ホールの使用料の徴収について

(1) 意見を付した事項

高松市図書館条例第4条では、「図書館の利用については、これを無料とする。ただし、視聴覚ホールを使用する場合は、この限りでない。」と規定されているが、視聴覚ホールの使用料について、菊池寛記念館から使用許可申請された朗読劇事業は徴収しているものの、歴史資料館から使用許可申請された讃岐村塾講演会事業は免除しており、その取扱いに差異が見受けられたので、今後、視聴覚ホールの使用許可に伴う使用料の取扱いについては、その基準を明確にされたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年3月24日）

視聴覚ホールの使用許可に伴う使用料の取扱いについては、平成20年3月1日付けで「高松市中央図書館視聴覚ホール使用料取扱基準」を策定した。

（教育委員会教育部中央図書館）

5 統計調査員の視察研修の在り方について

(1) 意見を付した事項

統計調査の円滑な実施を目指し、調査員の育成と資質の向上を図るため、高松市統計調査員協議会と共催して、統計調査員の視察研修を実施し、その経費の一部を負担しているが、この研修の視察先に統計調査の研修対象施設として疑義を生じかねないものも見受けられたので、今後は、費用対効果の観点から、統計調査員に必要な知識の習得に重点を置いた研修視察先の選定や経費負担に係る実施方法の見直しを行うなど、視察研修の在り方を検討されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年3月31日）

統計調査員の視察研修については、費用対効果の観点から、統計調査員に必要な知識の習得に重点をおいた研修視察先を選定し、平成18年度以降については、高松市から経費支出を行わないこととした。

（総務部情報政策課）

6 介護保険料の収納対策について

(1) 意見を付した事項

介護保険料の収納対策については、督促状や催告書の発送をはじめ、介護保険推進員や所管課職員による訪問徴収および口座振替制度の加入促進などに加え、平成16年度から高松市各種収入金収納特別対策事業の一環として、管理職による訪問徴収を実施し、積極的な収納確保に取り組んでいるものの、介護保険料の徴収種別のうち、特に、第1号被保険者の普通徴収分に係る収入未済額および不納欠損額が大幅に増加しているため、滞納者への納付指導や広報活動による納付意識の啓発を通じて、納付指導の強化を図るなど、より一層、実効性のある収納対策に取り組む、収納率の向上に努められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年4月30日）

介護保険は、65歳以上の被保険者の増加に伴い、保険料の調定額が増大する中、保険料の収納対策については、特別徴収への移行拡大、切替機会の増加など全体的な収納率の向上に努めるため、滞納者が介護認定申請を行う際には、別居の親族などにも、状況を説明の上、滞納保険料の納付を依頼し、給付制限措置を回避するよう取り組むこととし、また、身寄りのない生活困窮者には生活保護の申請を促すなど対応することとした。

さらに、滞納者の状況を把握・管理し、的確な対応が行えるよう「収納情報検索システム」を整備し、滞納者個々の状況に応じた納付相談や納付方法がとれるよう、また、保険料等納付推進員に滞納者情報を提供できるよう取り組むこととした。

（健康福祉部介護保険課）

7 適正な契約事務処理について

(1) 意見を付した事項

水道局の契約事務手続については、高松市水道事業会計規程第96条で、高松市契約規則を準用すると規定しており、契約をしようとする場合は、決裁に同規則に定める契約方法、契約保証金および連帯保証人の取扱いなどを明記し、契約事務の透明性や適正性の確保を図らなければならないが、決裁文書の様式には、連帯保証人の記載欄がなく、契約保証の記載欄に連帯保証人について記載しているものが見受けられた。

今後は、同決裁の様式に、契約上必要な項目および内容等を統一するなど、関係課と協議の上、契約事務処理の適正化に努められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年6月10日）

適正な契約事務処理については、意見を付された事項の対象課となる浄水課からの協議を受け、その内容が財務管理課で対応することが適当であると判断し、高松市契約規則に定める契約方法、契約保証金、連帯保証人などの契約上必要な事項の記載を統一した方法で行うように改めるため、各所属長に対し財務管理課長名で通知した。

（水道局浄水課）

8 一者随意契約とする理由の検討について

(1) 意見を付した事項

施設維持管理委託契約取扱通知では、契約に当たっては「原則として3業者以上の競争見積合せ」によるものと規定しているが、「業務の特殊性」を理由として、前年度に契約した業者と一者随意契約している事例が見受けられるので、一者随意契約とする業者選定理由の適正性について、定期的に検討されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年6月12日）

施設維持管理委託契約については、3業者による競争見積合せを実施し、業者を決定後、契約を締結した。

（財務部財産活用課）

9 適正な契約金額について

(1) 意見を付した事項

契約事務取扱通知では「予算額はあくまで上限であり、実際の契約は、予算額を下回るものとするよう」契約担当職員に求めているが、予算額または予定金額と契約金額が同額になっているものが見受けられる。

今後、見積合せに当たっては、適正な価格での契約を締結できるよう、業務内容の見直しや予算額を下回る予定金額の設定などの検討をされたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年6月12日）

見積徴取同時に、予算を下回る予定金額を設定し、見積合せを行い、業者を決定後、契約を締結した。

（財務部財産活用課）

10 見積金額の内訳把握について

(1) 意見を付した事項

平成13年度予算執行指示事項では、「業務委託については、執行段階において、委託範囲、人員、日数、回数等を見直した上で、委託先の選定」等を行うよう通知しているが、実際には、見積書に人員、日数、回数等の内訳が記載されておらず「一式」金額を記載しただけのものが見受けられる。今後、市は見積書に記載された見積金額の内訳が確認で

きるよう、見積書には見積金額の内訳を記載の上、提出させる旨を見積業者に対し指導されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年6月12日）

競争見積合せ時に参加業者から提出される見積書については、見積金額の内訳を記載させるよう指導した。

（財務部財産活用課）